

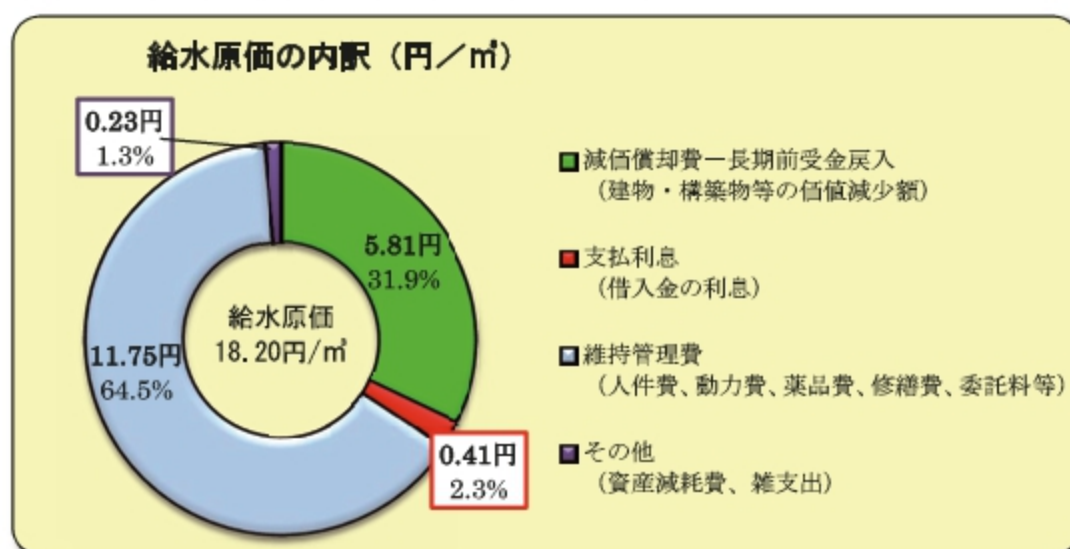
2 経営分析と評価

(1) 給水原価、工業用水道料金、供給単価及び料金回収率

ア 給水原価

給水原価：18.20 円 / m³

給水原価は 18.20 円（税抜。前年度比▲0.33 円）で、減価償却費—長期前受金戻入、支払利息、維持管理費及びその他の区分による内訳は下図のとおりであり、維持管理費が原価の 6 割以上を占めていることが特徴である。



イ 工業用水道料金

料金は定期的に見直しており、次の式による算定結果を踏まえて決定している。平成 28 年度に、平成 29 年度から 32 年度までの料金を算定し、現行料金 22.53 円/m³（税抜）を据え置くこととした。なお、料金は平成 5 年度から据え置いている。

$$\text{料金原価} = \frac{(\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{維持管理費等}) - \text{料金以外の収入}}{\text{料金算定分有収水量} (= \text{契約水量})}$$

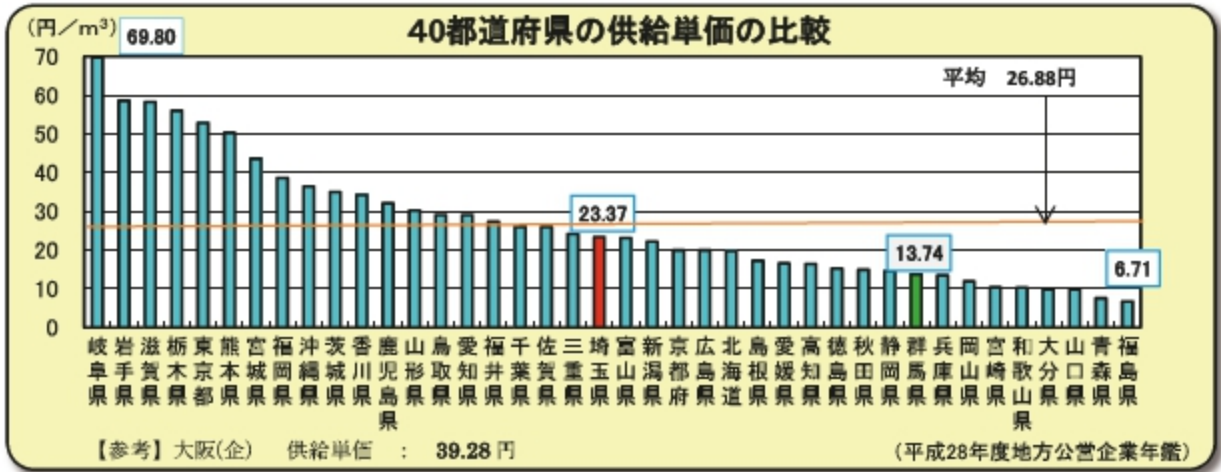
ウ 供給単価（全国 40 都道府県営工業用水道事業体との比較）

供給単価：23.37 円 / m³（平成 28 年度）

都道府県営の工業用水道事業体は、本県を含め全国で 40 ある。

【埼玉県の状況】

- 平成 28 年度供給単価（給水収益÷料金算定分有収水量で算定。実際の料金とは異なる場合がある。）は、全国平均より 3.51 円低く、全国 40 事業体の中でほぼ中位に位置している。



エ 料金回収率

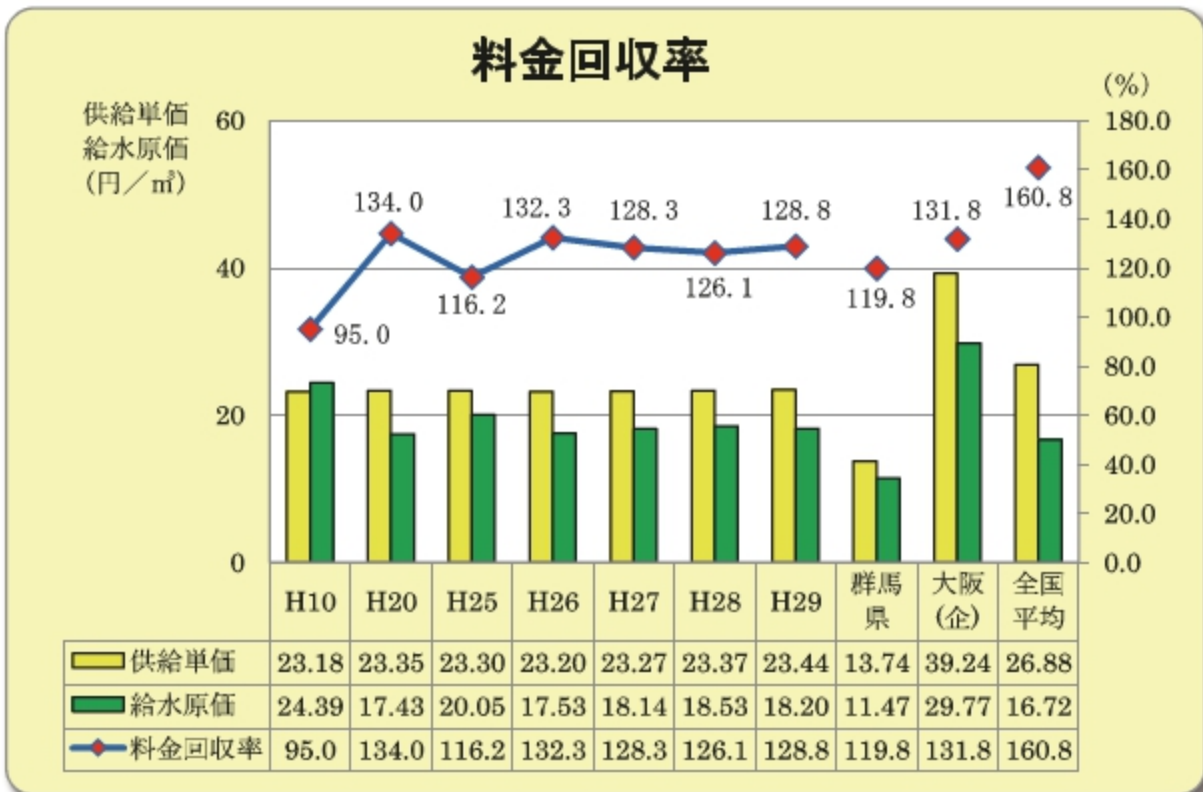
料金回収率 : 128.8%。

【埼玉県の状況】

- 平成 29 年度は、給水原価 (18.20 円) が供給単価 (23.44 円) 【参考：平成 28 年度 23.37 円】を 5.24 円下回っており料金回収率は 100%を超え良好な状態といえる。この結果、経営に必要な経費 (受託工事費は除く。) は全て料金収入で賅っている。

【群馬県、大阪(企)及び全国平均との比較】

- 本県は、大阪(企)と比べて低い水準となった。これは、供給単価と給水原価のかい離が小さいことによるものである。



オ 給水原価（料金算定分有収水量 1 m³当たり）の費用別内訳、費用別構成割合

費用別内訳：委託料 6.44 円、（減価償却費－長期前受金戻入） 5.81 円

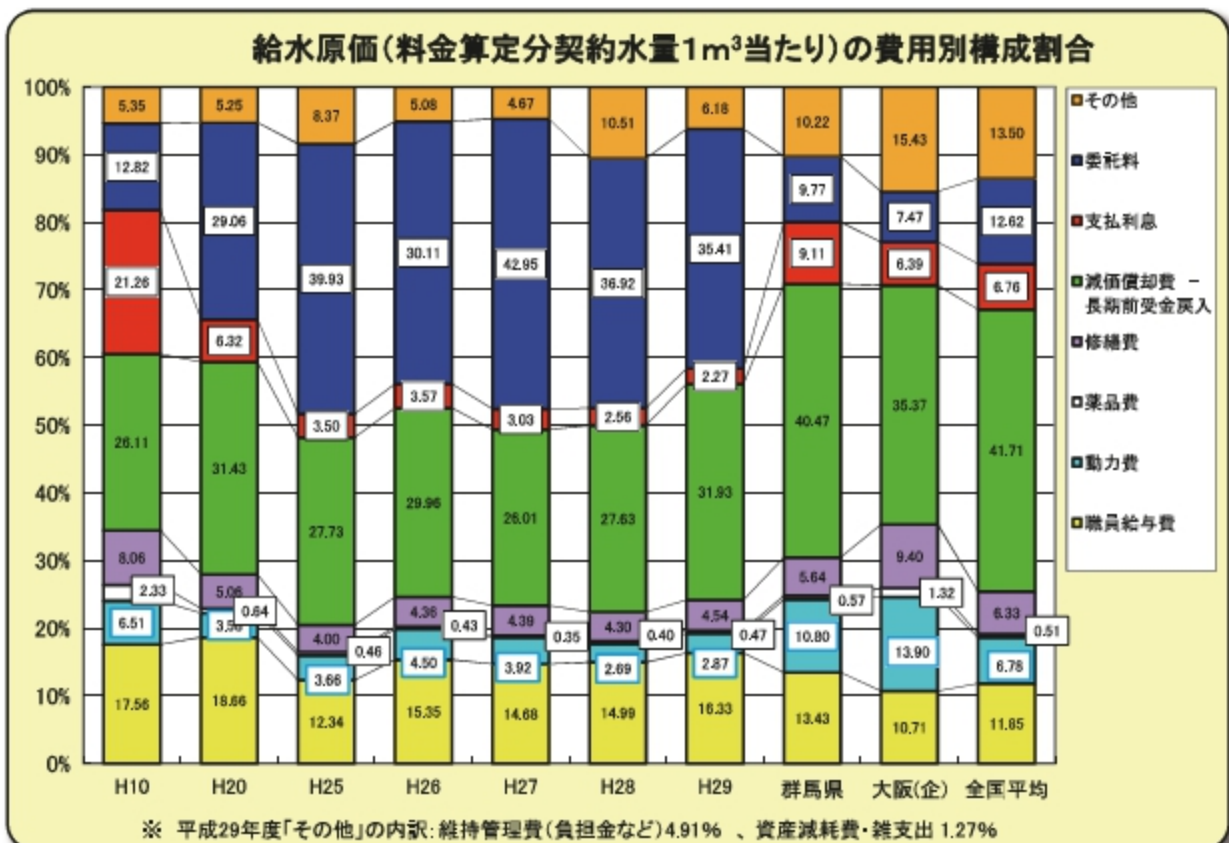
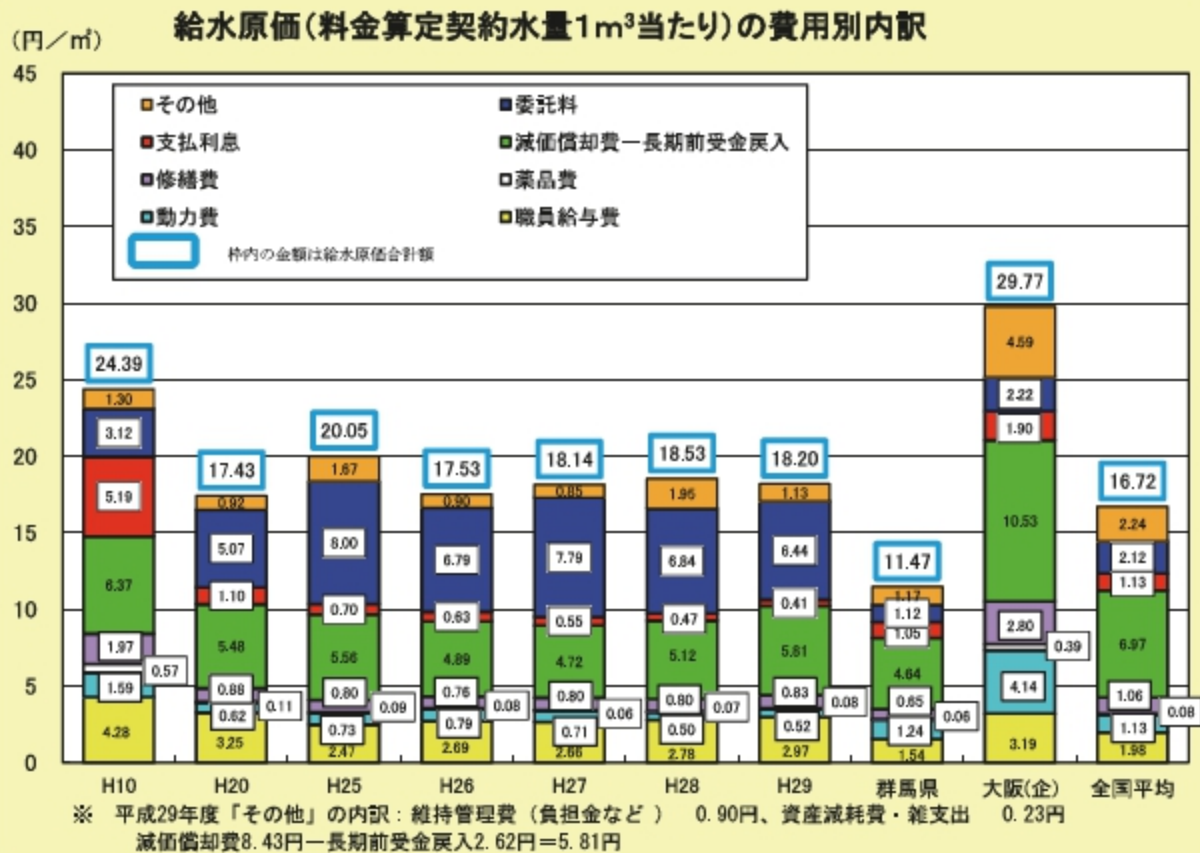
費用別構成割合：委託料 35.41%、（減価償却費－長期前受金戻入） 31.93%

【埼玉県の状況】

- 給水原価の費用別内訳、費用別構成割合は委託料が最も多く、次いで減価償却費－長期前受金戻入となっており、これらの費用で給水原価の6割以上を占めている。主な費用の推移は次頁のとおり。
- 委託料は、平成17年3月から柿木浄水場の管理運営を民間事業者へ包括委託したことにより、全体に占める割合が高くなっている。
- 職員給与費、動力費及び薬品費は横ばい傾向である。
- 減価償却費は、平成11年度の水源地転用（47頁参照）に伴い償却対象資産が減少したことにより減少、その後は全体としてはおおむね横ばい傾向である。
- 支払利息は、企業債の繰上償還（平成11年度、平成17年度、平成19年度及び平成22年度の計4回）の実施、新たな企業債の発行中止（平成12年度～）により、残高が減少していることなどから年々減少している。（64頁参照）
- その他の費用については、資産減耗費の減少により、28年度と比べて減少している。

【群馬県、大阪(企)及び全国平均との比較】

- 給水原価の費用別内訳、費用別構成割合は、群馬県、大阪(企)及び全国平均と比較すると、減価償却費－長期前受金戻入の割合が高いことは共通しているが、委託料や支払利息では事業運営の特徴による相違（上記「埼玉県の状況」参照）が認められる。



〔指標解説〕

給水原価・・・料金算定の対象となる水1㎥当たりの配水費用がいくらを示す指標。本県では、料金算定分有収水量が契約水量と一致するため、契約水量1㎥当たりの配水費用を示す指標となっている。

$$\text{給水原価} \left(\frac{\text{円}}{\text{㎥}} \right) = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{料金算定分有収水量}}$$

供給単価・・・料金算定の対象となる水1㎥当たりの料金収入がいくらを示す指標。

$$\text{供給単価} \left(\frac{\text{円}}{\text{㎥}} \right) = \frac{\text{給水収益}}{\text{料金算定分有収水量}}$$

料金算定分有収水量・・・料金算定の根拠となる水量で、責任水量制を採用する事業体では契約水量がこれに該当する。
本県の料金算定分有収水量は契約水量に一致する。

料金回収率・・・料金収入（供給単価）で給水費用（給水原価）をどれだけ回収できているかを示す指標である。100%を下回る場合は、料金収入のみでは全ての費用を賄っていない。

$$\text{料金回収率}(\%) = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

(2) 主要経営指標等

ア 主要経営指標等の概況

平成29年度決算における主要経営指標等の概況（前年度との比較を含む）は、下表のとおりである。（各指標等の詳細説明は該当頁参照）

経営分析と評価

区分	指標名	単位	指標の望ましい方向性等			評価 (注1)	他事業体の状況 (注2)			該当頁	
				28年度	29年度		群馬県	大阪(企)	全国平均		
収益性	契約水量	千㎡	↑	70,561	67,358	↓	74,963	167,781	113,800	P46	
	給水収益	百万円	↑	1,649	1,579	↓	1,666	6,762	2,141	P46	
	収支比率	営業収支比率	%	↑	113.3	115.1	↘	117.2	129.1	109.8	P56
		経常収支比率	%	↑	123.9	125.9	↘	125.3	133.1	118.9	P56
	単年度利益	百万円	↑	371	334	↓	404	1,999	449	P57	
資産の 状態	企業債等 元金償還金 対減価償却額比率	%	100 以下	38.9	36.1	100以下	300.0	58.3	—	P58	
	有形固定資産 減価償却率	%	—	71.4	68.0	—	56.2	56.7	57.7	P59	
財務 比率	流動性	流動比率	%	100 以上	2,159.1	4,747.2	100以上	115.4	638.9	331.0	P60
	健全性	自己資本構成比率	%	↑	92.3	94.6	↘	56.2	74.5	69.4	P61
		固定負債構成比率	%	↓	5.4	4.4	↘	38.8	21.3	26.6	P61
職員1人 当たり	給水収益	百万円	↑	63	61	↓	72	104	85	P63	
	総費用	百万円	↓	59	60	↓	68	90	88	P63	
その他	企業債等残高(※)	百万円	↓	816	675	↘	8,322	16,138	※ 8,719	P64	
	建設改良のための企業債発行額	百万円	↓	—	—	—	0	0	208	—	
	企業債等元金償還額(※)	百万円	—	141	141	—	1,690	0	※ 750	—	
	企業債等支払利息(※)	百万円	↓	33	28	↘	127	328	※ 126	P64	
	企業債残高対給水収益(※)	%	↓	49.5	42.7	↘	405.5	238.7	※ 258.8	P65	

(注1) 評価は、29年度実績値が28年度実績値に対して指標の望ましい方向性に向かっていれば上矢印とした。

(注2) 他事業体の状況→群馬県及び大阪(企)のデータは平成29年度末現在、全国平均のデータは平成28年度末現在のものである。

(※) 企業債等残高、企業債等元金償還額、企業債等支払利息及び企業債残高対給水収益の全国平均は、水資源機構負担年賦金等のデータがないため、企業債のみのデータである。

イ 主要経営指標等の分析と評価

(ア) 営業収支比率及び経常収支比率<収益性指標>

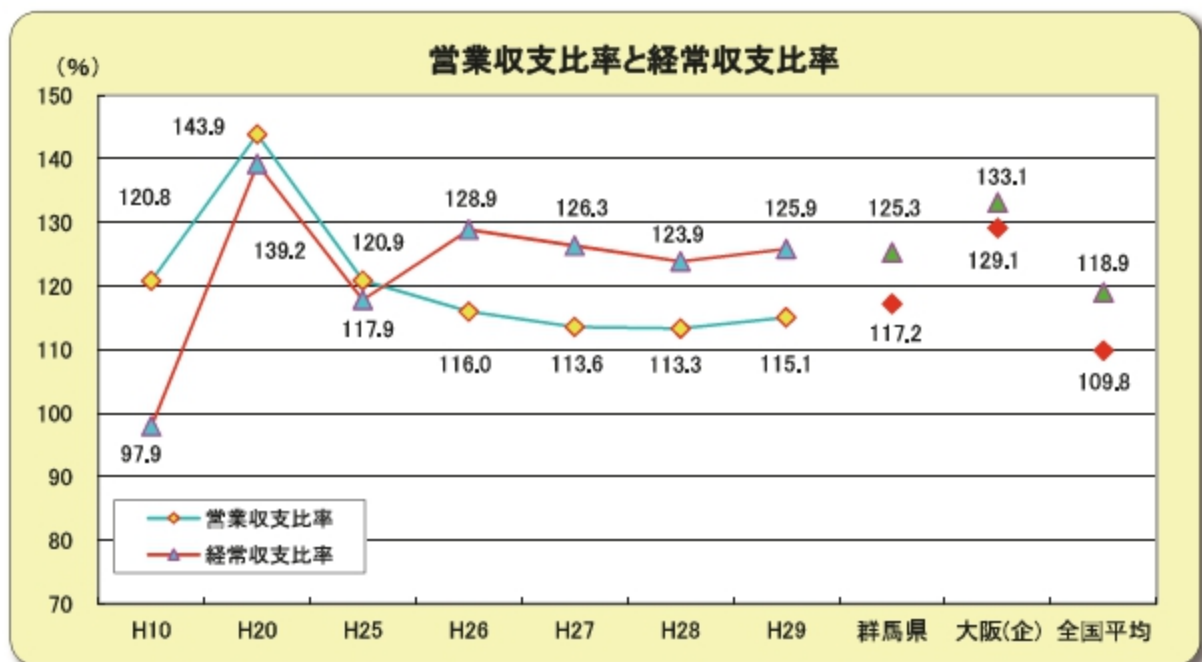
営業収支比率、経常収支比率>100%。現時点では営業利益、経常利益ともに確保。

【埼玉県の状況】

- 営業収支比率は営業収益と営業費用の割合を示した指標で、工業用水道事業本来の活動に限定したものである。この比率は100%を超えていることから（営業収益>営業費用→営業損益黒字）、現時点で収益性は確保している。
- 経常収支比率は経常収益と経常費用の割合を示した指標で、工業用水道事業本来の活動に財務活動の要素（受取利息、支払利息等）を加えたものである。この比率も100%を超えており（経常収益>経常費用→経常損益黒字）、工業用水道事業全体で現時点で収益性を確保している。
- 営業収支比率は、会計基準の見直しにより減価償却費が増加したことから、分母である営業費用が増加したため、減少している。
また、経常収支比率は、会計基準の見直しにより分子の営業外収益に長期前受金戻入を計上したので、平成26年度に増加している。
- 平成29年度は平成28年度に比べて、営業収支比率は1.8ポイント増加し、経常収支比率は2.0ポイント増加した。
営業収支比率及び経常収支比率は、給水収益の減少に伴い、今後も減少していくと予想される。
- 平成28年度に策定した第4次企業局経営5か年計画では、計画期間中（平成29年度～平成33年度）、経常収支比率を100%以上にすることを目標としている。

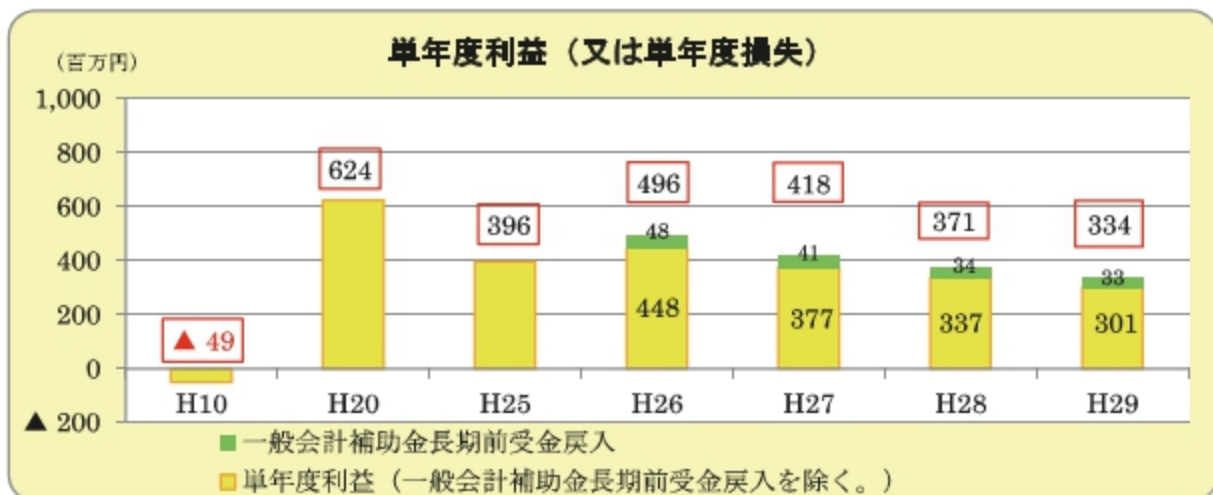
【群馬県、大阪（企）及び全国平均との比較】

- 本県と同様、群馬県、大阪（企）とも営業収支比率より、経常収支比率の方が高くなっている。
- 本県の経常収支比率は、群馬県と同程度である。



(イ) 単年度利益

- 平成9年度から平成11年度までの3年間、経営状況が一時的に悪化し単年度損失を計上したが、その後は各年度とも単年度利益を計上している。
- 単年度利益を計上するに至った最大の要因は、経営の効率化につなげるため、平成11年度に給水能力を見直し、不要となった水利権等の資産を水道用水供給事業へ売却（47頁参照）した結果、平成12年度から平成15年度までの4年間で総額53.6億円の特別利益（資産売却益）を計上したことである。また、次の取組も実施し、経営の安定化につなげた。
 - ①企業債の繰上償還実施（平成11、17、19、22年度の4回）による支払利息軽減
 - ②企業債の新規発行中止（平成12年度～）による支払利息軽減
 - ③柿木浄水場の管理運営包括委託実施による維持管理費削減（平成17年度～）
 - ④水道用水供給事業会計への資金貸付けによる利息収入確保（平成19年度～）
- 平成29年度の単年度利益は、前年度と比較すると給水収益、営業外収益、特別利益が減少し、3億3,400万円となった。



【指標解説】

営業収支比率

営業活動に要する営業費用（維持管理費、受託工事費、減価償却費など）を営業活動に必要なものとして徴収している料金収入等の営業収益でどの程度賅っているかを示す指標。

100%未満の場合は営業損失（＝営業損益赤字）が生じている。

$$\text{営業収支比率（\%）} = \frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$$

経常収支比率

経常費用（営業費用＋営業外費用【支払利息、雑支出など】）を経常収益（営業収益＋営業外収益【預金利息、貸付金利息、雑収益、長期前受金戻入など】）でどの程度賅っているかを示す指標。営業収支に財務活動などの営業外収支（貸付金利息、支払利息等）、補助金等の減価償却費・除却費に対応する長期前受金戻入（営業外収益）が加味されている。

100%未満である場合は経常損失（＝経常損益赤字）が生じている。

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

（ウ）企業債等元金償還金対減価償却額比率<資産の状態（債務償還能力）を示す指標>

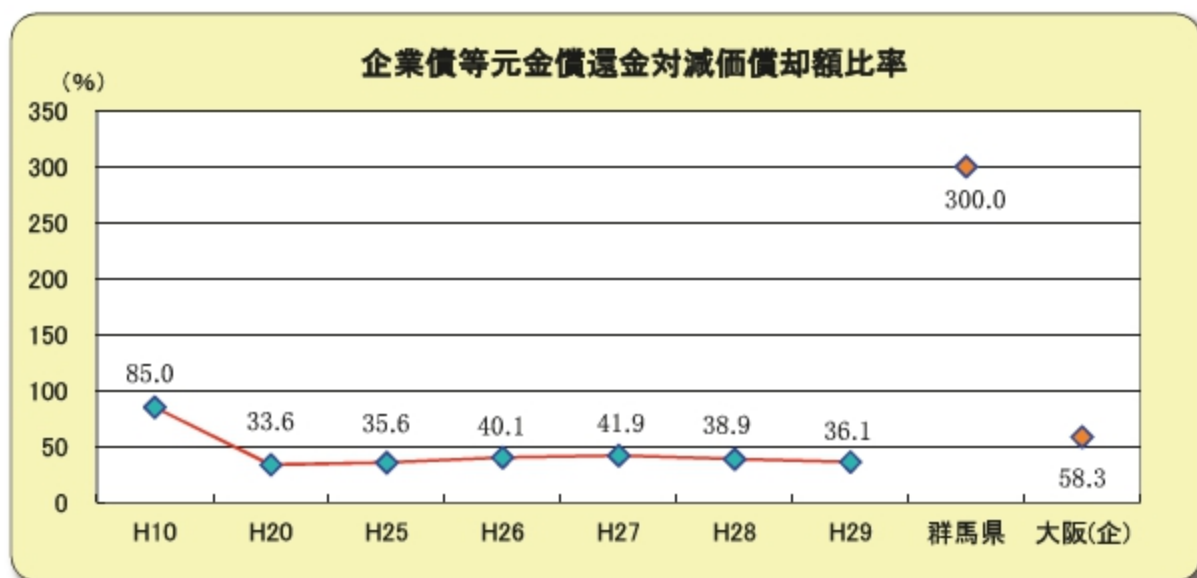
企業債の元金償還財源は、建設改良に投下した資金の回収額（＝減価償却費）で全て確保できている【＝債務償還能力が高い】。残余额は内部留保資金として蓄積される。

【埼玉県の場合】（企業債残高の推移は 64 頁参照）

- 本県の外部負債は企業債のみであるが、この比率は過去 5 年間では、いずれも 100% を下回っており、企業債の元金償還金財源は全額減価償却費で確保できるため、外部負債に対する債務償還能力は高いと判断できる。
- また、企業債元金償還後の減価償却費（長期前受金戻入額を除く。）の残余额は、内部留保資金（＝自己資金）として蓄積され、施設・設備の更新財源として活用できるため、企業債等外部負債への依存度が相対的に弱まり、財務基盤の強化が進むことになる。
- この比率が低い要因は、平成 11 年度以降通算 4 回の企業債繰上償還の実施（52 頁参照）により企業債残高を圧縮してきたことや平成 12 年度以降は新規企業債の発行を中止していること、施設更新は優先度を厳しく見極め、その財源は内部留保資金の範囲内に留めてきたこと、などによるものである。

【群馬県及び大阪（企）との比較】（全国平均値のデータなし。）

- 群馬県は、この比率が 100% を大きく超えている。
また、大阪（企）と比較しても、外部負債に対する「債務償還能力」は、本県がより優位な位置にあると判断できる。



【指標解説】

企業債等元金償還金対減価償却額比率

投下資本の回収額と企業債償還金のバランスから財務の健全性を判断する指標で、この比率が低いほど企業債等の債務償還能力が高い。

一般的には、この比率が 100% を超えると建設改良費等への補てん財源が不足し、内部留保資金の減少要因となる。再投資を行うに当たっては、企業債等の外部資金に頼らざるを得なくなり、財務の健全性が悪化することになる。

$$\text{企業債等元金償還金対減価償却額比率}(\%) = \frac{\text{建設改良のための企業債等元金償還金}}{\text{当年度減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$$

（赤字修正は、新会計基準移行に伴う平成 26 年度以降の算式を表す。）

(エ) 有形固定資産減価償却率<資産の状態（経年化・老朽化の程度）を判断する指標>

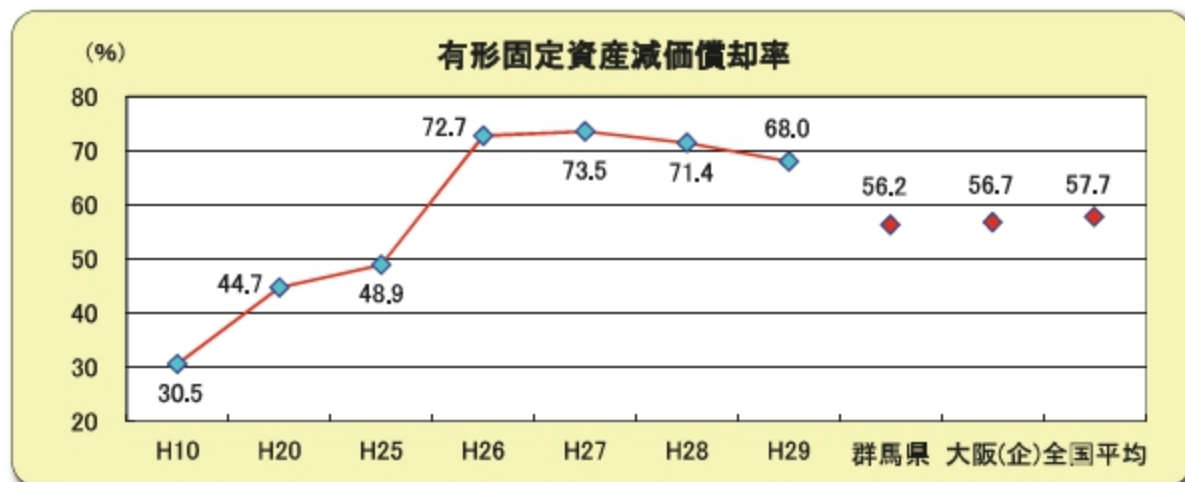
平成 29 年度は 68.0%。有形固定資産の経年化の度合いは高い。

【埼玉県の状況】

- 有形固定資産減価償却の上昇は、改良・更新等の必要性を判断する目安の一つとなる。みなし償却制度が廃止になったことから、平成 26 年度からは 70% 台となった。平成 29 年度は前年度より低下し、60% 台となったものの有形固定資産の経年化の度合いは高いことが分かる。
おもな資産別減価償却率：建物41.8%、構築物73.9%、機械及び装置60.7%【機械及び装置の減価償却率は、柿木浄水場排水処理機械設備の取得などにより前年度より 14.8 ポイント下がった。】
- 有形固定資産は、古いものでは取得後 50 年以上経過しており、今後は施設・設備の改良・更新及び撤去のためのコスト増大が見込まれる。施設等の更新は、アセットマネジメントシステムを活用し適正に管理し、先送りせず経営に及ぼす影響を見極めながら計画的に進めていく必要がある。
- 平成 28 年度に策定した第 4 次企業局経営 5 か年計画では、計画期間中（平成 29 年度～平成 33 年度）、有形固定資産減価償却率を平成 28 年度水準（71.4%）に維持することを目標としている。

【群馬県、大阪（企）及び全国平均との比較】

- 群馬県及び大阪（企）、全国平均は 50% 台と本県より低い数値であり、本県はより経年化の度合いが高いことを示している。



【指標解説】

有形固定資産減価償却率

有形固定資産の減価償却の進行度を見る指標。この比率の上昇は、施設の経年化・老朽化の度合いを示すものであることから、施設更新の必要性や修繕費の増減傾向を推測できる。
なお、平成 25 年度以前は、国庫補助金相当額について「みなし償却」を行っていた。

$$\text{有形固定資産減価償却率}(\%) = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

【用語解説】

みなし償却・・・旧会計基準の制度。補助金等をもって取得した公営企業の固定資産について、補助金等を控除した金額を帳簿原価とみなして各事業年度の減価償却額を計

(オ) 流動比率<流動性（資金繰り）指標>

流動比率が極めて高いため、短期債務（1年以内に期限が到来する債務）に対しては、十分な支払能力を有している。日々の資金繰りには問題がない。

【埼玉県の状況】

- 平成29年度の流動比率は、年度末時点で未払金が前年度より少なく（▲79.2%）、流動負債が減少（▲55.2%）したことにより、前年比2,588.1ポイント増加となり、4,747.2ポイントと高い水準を維持している。
- 流動比率は、一般的に適正基準の200%以上を大幅に超えており、本県の数値は短期債務（1年以内に期限が到来する債務）に対しては、十分な支払能力があることを示している。

【群馬県、大阪(企)及び全国平均との比較】

- 群馬県は会計基準の見直しにより、平成26年度以降100%未満となっていたが、平成29年度は115.4%に増加した。本県は、群馬県、大阪(企)及び全国平均と比較すると極めて高い水準を維持している。



【指標解説】

流動比率

短期債務に対する支払能力を示す指標で、少なくとも100%以上であることが望ましい。一般的な適正基準は200%以上とされている。

なお、この数値が極端に高い場合は、短期債務に対して必要な資産以上に過大な現金・預金等を保有していることになるため、資産の有効活用の視点からは問題がある。

$$\text{流動比率 (\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

【用語解説】

流動資産・・・現金及び比較的短期間（1年以内）のうちに換金できる資産。

現金預金、未収金、他会計貸付金など。

流動負債・・・1年以内に償還しなくてはならない債務。企業債、未払金など。

（カ）自己資本構成比率及び固定負債構成比率＜財務の健全性（外部負債依存度）指標＞

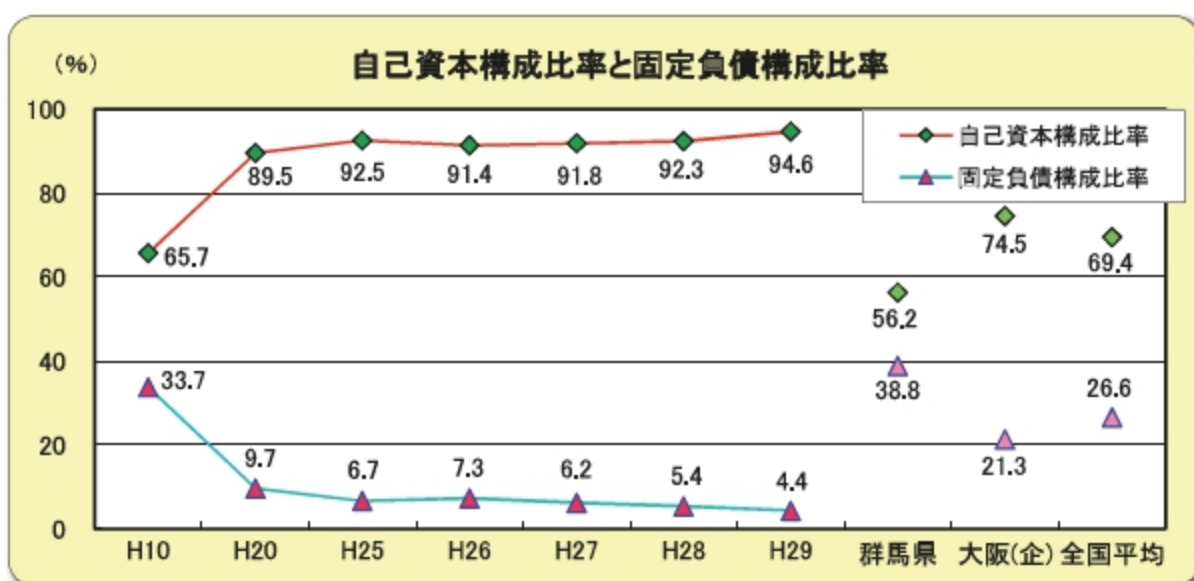
自己資本構成比率 94.6% 【50%以上が理想的水準】 > 固定負債構成比率 4.4%、
財務基盤は安定

【埼玉県の状況】（25年度以前の企業債は固定負債に含めて算定）

- 自己資本構成比率は、平成11年度（59.4%）を底として、その後は上昇傾向となり平成20年度以降はほぼ横ばいとなっており、財務内容は健全であると言える。
- この要因としては、平成11年度に水源転用（47頁参照）を行い、水道用水供給事業へ余剰資産を売却した結果、平成12年度から平成15年度の4年間で総額53.6億円の特別利益を得て資本の拡充につなげてきたほか、これらを財源として企業債の繰上償還を実施し外部負債の圧縮に努めてきたためである。
- 固定負債構成比率は、自己資本構成比率と逆の傾向を示すため、平成11年度（38.6%）をピークとして年々順調に低下（＝改善）しており、財務内容は健全であると言える。
- 自己資本比率については、負債資本合計（分母）に比べて「資本金+剰余金+繰延収益」（分子）の増加率が大きかったため上昇した。固定負債比率については、分母である負債資本合計（＝資産）が増加し、分子である固定負債が減少したため低下した。

【群馬県、大阪（企）及び全国平均との比較】

- 本県の自己資本構成比率は相対的に高く、逆に固定負債構成比率は相対的に低い。
その要因は、外部負債である企業債（固定負債）の平成29年度末残高が5.3億円と極めて少額であるためである。これは、群馬県の企業債（固定負債）の8.8%、大阪（企）の企業債（固定負債）の3.5%に相当する金額である。



【指標解説】

自己資本構成比率・固定負債構成比率

負債・資本合計額とこれを構成する自己資本、固定負債の関係を示す指標。固定負債構成比率は、他人資本依存度を見る指標で、自己資本構成比率とは逆の動きを示す。自己資本構成比率が大であるほど、かつ、固定負債構成比率が小であるほど、財務基盤は安定している。

$$\text{自己資本構成比率 (\%)} = \frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$$

$$\text{固定負債構成比率 (\%)} = \frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債・資本合計}} \times 100$$

(赤字修正は、新会計基準移行に伴う平成 26 年度以降の算式を表す。)

【用語解説】

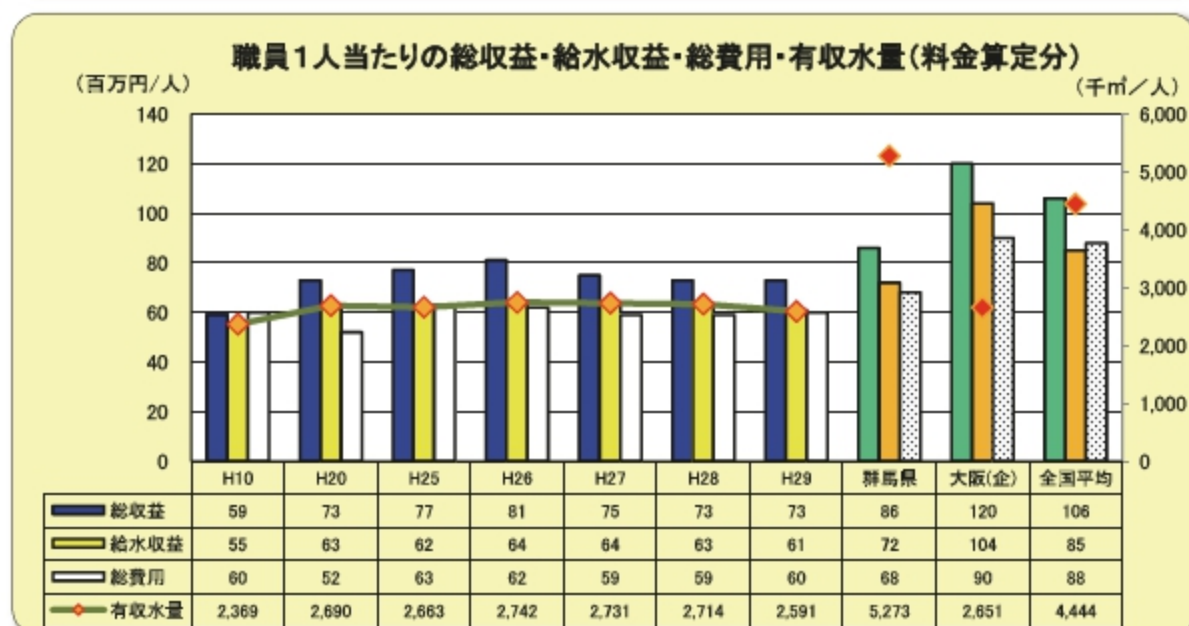
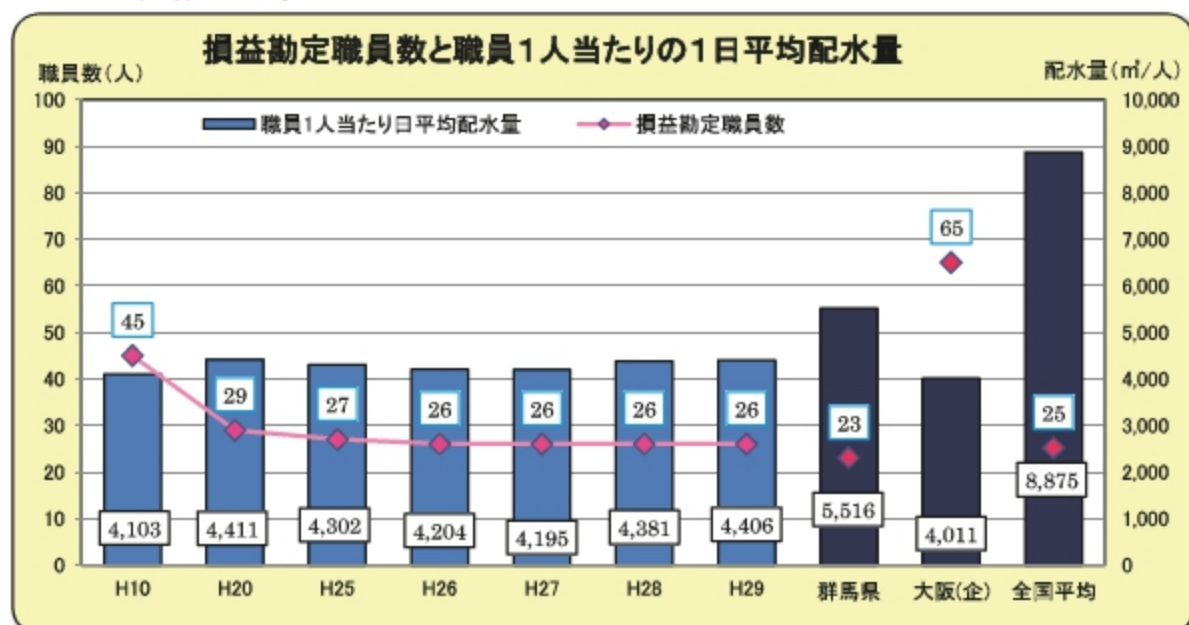
借入資本金・・・旧会計基準の資本の構成要素のひとつ。建設改良のために発行した企業債や建設改良のための他会計等からの長期借入金を計上していた。新会計基準では、企業債は固定負債、流動負債に計上している。

繰延収益・・・償却資産の取得又は改良に充てた補助金等の額。(長期前受金) 減価償却(除却)を行う際に、長期前受金も減価償却費(固定資産除却費)と同様に償却(収益化)する。

(キ) 職員1人当たりの総収益、給水収益、総費用等〈生産性指標〉

○職員1人当たりの総収益	7,300万円 (前年度比±0万円)
○職員1人当たりの給水収益	6,100万円 (前年度比▲200万円)
○職員1人当たりの総費用	6,000万円 (前年度比+100万円)
○職員1人当たりの有収水量 (料金算定分)	2,591千 m^3 (前年度比▲123千 m^3)
○職員1人当たりの1日平均配水量	4,406 m^3 (前年度比+25 m^3)

- 職員1人当たりの生産性指標は上記のとおりであるが、損益勘定職員数は前年度と同じ26人である。
- 職員1人当たりの総収益は、営業収益及び営業外収益は減少したが、特別利益の増加により昨年度と変わらなかった。
また、職員1人当たりの総費用は、営業費用は減少したものの、特別損失の増加により、増加した。



(ク) 企業債等残高及び企業債残高対給水収益比率

- 企業債残高 6億7,500万円（前年度比1億4,100万円減少）
- 支払利息 2,800万円（前年度比500万円減少）
- 平成29年度給水収益（税抜：15.8億円）に対する企業債残高の割合→0.43倍

【埼玉県の状況】

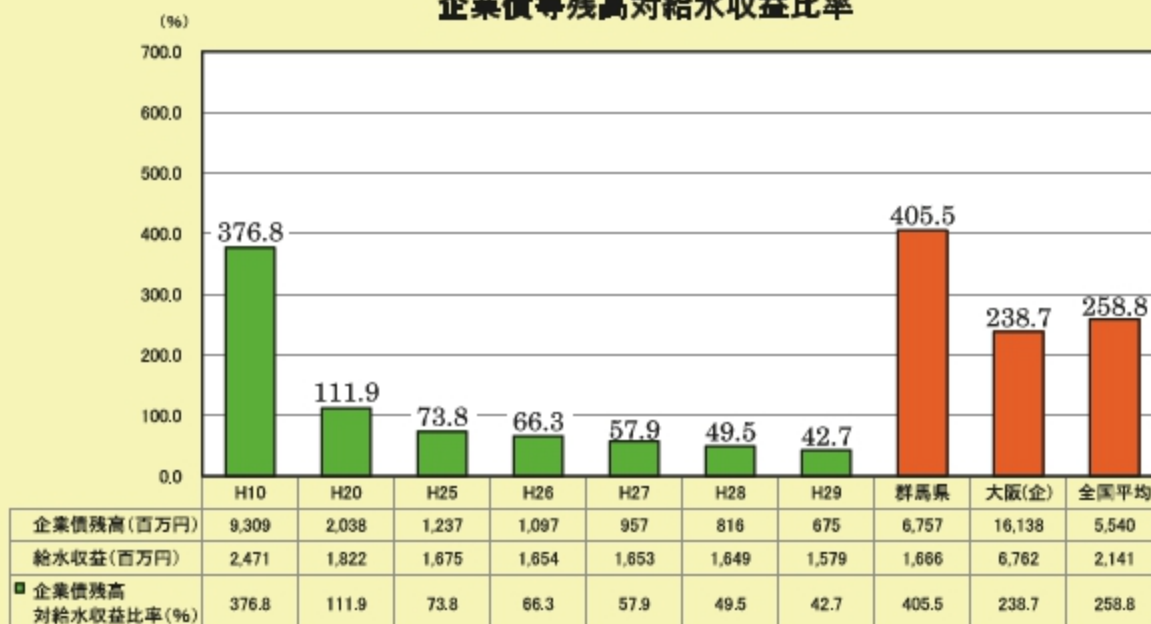
- 工業用水道事業の借入金は企業債のみであるが、その残高は平成6年度の110億円をピークとして年々減少を続けている。平成29年度残高（6.8億円）は、平成6年度と比較すると16分の1程度まで減少しており、財務内容の健全化が大きく進んでいる。
- その主な要因は、過去4回にわたる企業債の繰上償還（平成11年度37.9億円、平成17年度5.6億円、平成19年度1.9億円、平成22年度0.6億円）の実施や平成12年度以降新たな企業債の発行を中止していることなどである。
- 支払利息は2,800万円であり、前年度と比較して500万円減少した。これは、平成12年度以降新規企業債の発行を中止してきたことなどにより、企業債残高の圧縮に努めてきたためである。
- 老朽化が進んでいる施設・設備の更新費用財源は、当面は内部留保資金で対応できる見込みであり、現時点では新規の企業債発行を予定していない。このため、支払利息は今後も当面は段階的に減少していく見込みである。

【群馬県及び大阪（企）との比較】（全国平均値はデータなし）

- 給水収益（46頁参照）に対する企業債等残高割合は、本県0.43倍、群馬県5.00倍（他会計借入金含む）、大阪（企）2.39倍で、本県が最も小さくなっており、財務内容の健全化では比較優位を確保している。
- 総費用（特別損失を含む。）に占める企業債支払利息の割合は、本県1.8%、群馬県8.1%、大阪（企）5.6%で、本県の割合が最も小さくなっており、費用削減につながる確実な要因として貢献している。



企業債等残高対給水収益比率



【指標解説】

企業債残高対給水収益比率

企業債残高の給水収益に対する割合であり、企業債残高が経営に与える影響から見た財務状況の安全性を示す。

工業用水道事業は、施設や管路、設備などを整備するに当たり企業債を発行して資金を調達しており、この指標の数値が低いほど整備財源として企業債よりも自己資金による調達の割合が高いことを示す。

一般的に、数値が低いほど企業債への依存度が低い。

$$\text{企業債残高対給水収益比率(％)} = \frac{\text{企業債残高}}{\text{給水収益}} \times 100$$